

小 論 文

(問 題)

2023 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2～4頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に3箇所に入力してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
6. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
7. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
8. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
9. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

下記の〔課題文 1〕および〔課題文 2〕を読んで、次の 3 つの問題に答えなさい。

＊この問題は、あなたの問題解決能力、論理的思考力および文章表現力を確認するためのものであり、法学的知識を問うことをねらいとするものではありません。また、法的に「正しい」結論を出すことができるか否かにより、評価するものではありません。

- (1)〔課題文 1〕下線 1 の 2 つの例は、それぞれどのような意味で失敗情報の「急激な減衰化」の例、失敗情報の「歪曲化」の例なのか。また、これら 2 つの例について、失敗学はどのようにして下線 2 の衝動を抑止して、要因と結果をつなぐカラクリを浮かび上がらせることになるのか。筆者の考えに即して具体的に述べなさい（解答用紙上端の頁番号 1 を使用すること）。
- (2)〔課題文 1〕下線 3 において筆者はいかなる点で「失敗学の勘所」と「歴史学の目指すところ」とが「同じ」だと述べているのか。それぞれについて具体例を用いて（必要に応じて〔課題文 1〕に挙げられていない例も用いて）説明しなさい。その上で、失敗学と歴史学がなすべきことが何かを、筆者の考えに即して述べなさい（解答用紙上端の頁番号 2 を使用すること）。
- (3)〔課題文 2〕は、ハンセン病の患者・元患者らが国を被告として損害賠償を求めた訴訟の判決文の抜粋である。〔課題文 2〕の事例において原因究明と責任追及の関係をどのようにとらえるべきか、および私たちがなすべきことは何かについて、「私たち」を定義した上で、あなたの考えを述べなさい（解答用紙上端の頁番号 3 以下を使用すること）。

〔課題文 1〕

※この部分は、著作権の関係により掲載できません。

※この部分は、著作権の関係により掲載できません。

〔課題文 2〕

「以上の〔認定事実の〕とおりであって、遅くとも昭和 35 年以降においては、すべての入所者及びハンセン病患者について隔離の必要性が失われたというべきであるから、厚生省としては、その時点において、新法〔1953 年に制定され 1996 年に廃止されたい予防法〕の改廃に向けた諸手続を進めることを含む隔離政策の抜本的な変換をする必要があったというべきである。そして、厚生省としては、少なくとも、すべての入所者に対し、自由に退所できることを明らかにする相当な措置を採るべきであった。のみならず、ハンセン病の治療が受けられる療養所以外の医療機関が極めて限られており、特に、入院治療が可能であったのは京都大学だけという医療体制の下で、入院治療を必要とする患者は、事実上、療養所に入所せざるを得ず、また、療養所にとどまらざるを得ない状況に置かれていたのであるが（前記…〔認定事実〕…）、これは、抗ハンセン病薬が保険診療で正規に使用できる医薬品に含まれていなかったことなどの制度的欠陥によるところが大きかったのであるから、厚生省としては、このような療養所外でのハンセン病医療を妨げる制度的欠陥を取り除くための相当な措置を採るべきであった。さらに、従前のハンセン病政策が、新法が存在ともあいまって、ハンセン病患者及び元患者に対する差別・偏見の作出・助長に大きな役割を果たしたことは、前記…〔認定事実〕…のとおりであり、このような先行的な事実関係の下で、社会に存在する差別・偏見がハンセン病患者及び元患者に多大な苦痛を与え続け、入所者の社会復帰を妨げる大きな要因にもなっていること、また、その差別・偏見は、伝染のおそれがある患者を隔離するという政策を標榜し続ける以上、根本的には解消されないものであることにかんがみれば、厚生省としては、入所者を自由に退所させても公衆衛生上問題とならないことを社会一般に認識可能な形で明らかにするなど、社会内の差別・偏見を除去するための相当な措置を採るべきであったというべきである」。

【出典】

熊本地方裁判所 2001（平成 13）年 5 月 11 日判決（ハンセン病訴訟熊本地裁判決）。

〔以下余白〕